

郡山市中央図書館教材選定委員会設置要綱

平成20年4月1日制定

平成23年4月1日一部改正

[生涯学習部中央図書館]

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1項第1号の規定に基づき視聴覚資料の整備を円滑に推進するため、郡山市中央図書館に教材選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 学校教育教材映像ソフトの選定に関すること。

(2) その他視聴覚資料の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、郡山市教育委員会教育長が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) 視聴覚教材利用関係者

(招集)

第4条 委員会は、年1回郡山市中央図書館長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(郡山市視聴覚センター教材選定委員会設置要綱の廃止)

2 郡山市視聴覚センター教材選定委員会設置要綱(昭和56年7月1日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の郡山市視聴覚センター教材選定委員会設置要綱の規定により委嘱された委員は、この要綱により委嘱された委員とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。